

青森地方裁判所委員会及び青森家庭裁判所委員会（第31回）議事概要

1 日時 令和元年7月4日（木）午後1時30分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 委員（（地）は地方裁判所委員，（家）は家庭裁判所委員，（地家）は地方裁判所委員兼家庭裁判所委員を示す。50音順，敬称略）

飯畑勝之（地），児玉寛子（家），佐藤健一（地家），佐藤義之（地家），志村敬（地家），首藤晴久（家），武井紀子（地），竹中孝（家），西舘康司（地），野呂文人（地），福井直文（家），古久保正人（地家），三上富士子（家），森清（地），山鹿高紀（地）

(2) 説明者

中井隆利地裁事務局長，佐藤潔家裁事務局長，柴山昇民事首席書記官，藤原光浩刑事首席書記官，蓮瀧裕之家裁首席書記官，平塚恵首席家裁調査官，野中正裕地裁事務局次長，遠藤宗樹家裁事務局次長，木立一真主任書記官，立木昭子主任家裁調査官

4 議事

(1) 開会

(2) 古久保委員長挨拶

(3) 退任委員の紹介（敬称略）

金井一晃，佐藤慎也，荒内隆浩

(4) 新委員の紹介（敬称略）

佐藤義之，志村敬，福井直文

(5) 協議テーマ

ア 労働審判制度について

イ 未成年の子のいる離婚調停事件の当事者に対する働き掛けについて

(6) 意見交換の要旨 (◎委員長, ○委員, □説明者)

ア 労働審判制度について

意見交換に先立ち、労働審判の制度及び利用状況についての説明を行い、テレビ会議システムを利用した模擬労働審判手続を見ていただいた。

- ◎ 労働審判制度全般において質問等はあるか。
- 労働審判員はどのような人がどのような手続で選任されるのか。
- 労働者側は労働者団体等に、使用者側は経済団体等に推薦依頼を行い、推薦された方を選任している。
- ◎ 選任手続は、全国の審判員について最高裁判所が一括して行っており、青森で推薦依頼をすることはない。青森では労働者側 5 人、使用者側 5 人の労働審判員がいる。
- 労働審判の終わり方について、青森では調停が多いということだったが、全国的にも同様の傾向にあるか。
- 全国的にも調停で終わる割合は 6, 7 割位となっている。
- ◎ 取下や審判で終了するものも合わせると、実質 8 割以上が労働審判手続の中で解決している。話し合いが付かずに訴訟になるものは 1, 2 割程度である。
- テレビ会議システムの利用状況について、1 回から 3 回までの期日全てで利用することになるのか、それとも期日ごとに日程調整等を行うのか。
- 当庁ではテレビ会議システムを利用した労働審判は 1 回 1 期日のみ実施した事件があった。テレビ会議システムの利用は、当事者からの申し出により、労働審判委員会が事案に応じて判断している。
- ◎ テレビ会議システムの利用は、隔地者間では有用なものであるが、期日に出席して説明したいと考える当事者や、裁判所側も直接話を聞きたい場合もある。一方でできるだけ費用をかけたくないためテレビ会議システムを利用したい当事者もいる。それぞれの事案に応じたフレキシブルな対応

をしている。

- 青森での労働審判件数は少なく感じるがどうか。また、実際に申立てをする場合は裁判所の窓口にお問い合わせればいいのか。
- ◎ 青森でももっとこの制度を利用してほしいと考えている。大都市では労働事件に特化した弁護士事務所等もあり申立てに繋がりやすいが、青森では弁護士が労働事件を専門にすることはなかなか難しいといった事情もある。また、裁判所への抵抗感も大都市の方が少ないように感じる。
- 申立てに際しては、本人申立てが可能なので、相談があればリーフレットに沿って手続案内をしているが、3回の期日で終了する前提として、第1回期日を充実したものとする必要があるため、可能であれば弁護士に相談するよう教示している。
- ◎ 第1回期日前に主張を整理し、証拠を準備する必要があるため、本人ではハードルが高い部分もある。とりあえず話し合いをしたいために本人が申し立てる場合等は、調停の申立てを薦める場合もある。
- 労働審判を申し立てるのは、長く勤めている人が多いのか。
- ◎ 短期雇用・期間雇用や非正規雇用等、雇用主側の労務管理がきちんとしていないケースが多くなっていると感じるが、申し立てる労働者の属性はさまざまである。
- ◎ 弁護士の立場として労働審判に関する意見はないか。
- 弁護士としては、柔軟な解決が望めること、労働審判員が参加することで説得力が加わることが労働審判のメリットだと感じている。よって、訴訟の前に労働審判を検討するようにしているが、弁護士としてはその前に任意交渉で解決できないか努力している。

労働審判の申立件数を増やしていくための方策としては、現在本庁のみで取り扱っているところを、せめて弘前・八戸支部でも取扱いができればよいのではないかと思う。

イ 未成年の子のいる離婚調停事件の当事者に対する働き掛けについて

意見交換に先立ち、未成年の子のいる離婚調停事件の当事者に対する働き掛けの概要について説明するとともに、最高裁判所制作のDVD「子供にとって望ましい話し合いとなるために」の視聴（抜粋）と青森家庭裁判所における調停導入ガイダンス（以下「親ガイダンス」という。）について説明した。

◎ 未成年の子のいる離婚調停事件の当事者に対する働き掛けについての御意見や御質問、手続に関する感想等はあるか。

○ DVDを視聴して非常によくできていると感じた。DVDの内容は、裁判所のホームページ等で対外的に公開されているか。

□ 過去に制作されたものは最高裁のホームページ上において一部公開されており、新しいものも今後公開が予定されている。

○ 裁判所に調停等を申し立てた場合は視聴する機会があるが、協議離婚だとかういったものに触れる機会がない。業務上で機会があったときは公開されているものを活用してみたい。

○ 離婚に関する争いから刑事事件に発展するケースもあり、児童虐待がうかがわれる場合、子への積極的な対処も重要だと感じた。

◎ 青森では親ガイダンスは何件くらい行っているか。

□ 今年の1月にプログラムの要領が出来上がり、5、6件実施した。もっとも、それ以前にも同様の働き掛けは、家裁調査官のみならず裁判官、調停委員から当事者に対して行っており、親ガイダンスとは、それら働きかけを1月にプログラムとして要領化したものであるため、実際にはもっと多くの働きかけが行われてきた。

親ガイダンスの効果として、それまで夫婦間の争いに視点が向いていた当事者が、親ガイダンスを受けることによって子供に視点を向けるようになり、紛争の鎮静化の役割を果たしたケースもある。

- 争っている夫婦だけでなく、家庭裁判所が関係機関の専門家などを利用して子から話を聞くことはあるか。
- 家庭裁判所には、行動科学の知見等に基づく事実の調査等を行う家裁調査官が配置されており、裁判官の命令により、子の心情・意向等について、直接子から話を聞いたり、家庭以外での子の様子について、学校や保育園から話を聞いたりしている。また、内容によっては児童相談所等の児童福祉の専門機関と協議を行うこともある。

(7) 次回開催期日及びテーマ

令和2年2月6日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

テーマは、追ってお知らせする。

(8) 閉会